

令和4年8月2日(火)
令和4年度保健師中央会議
資料2

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制 の構築について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出すという発想になりにくい。

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

<現在>

<対応>

<できるようになること>

対応が
でき
て
い
る
ニ
ーズ

- 相談する先がわかっている課題
- 自ら相談に行く力がある

各分野の相談機関で対応
・地域包括支援センター
・相談支援事業所(障害)等

対応が
でき
て
い
な
い
ニ
ーズ

●世帯の複合課題

- 本人又は世帯の課題が複合(8050、ダブルケア等)

●制度の狭間

- 制度の対象外、基準外、一時的なケース。

●自ら相談に行く力がない

- 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
- 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化)

※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

改正法施行後

市町村における 包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備

- ・住民参加を促す人への支援
- ・住民の交流拠点や機会づくり

【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり

- ・地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点等で実施

【3】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

- ・生活困窮者自立支援機関などが中核

小中学校区等の圏域

市町村域等

<第106条の3>

- ◆ 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる
- ◆ 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる
- ◆ 世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決することができる
- ◆ 地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる
- ◆ 本人も支える側(担い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
 - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

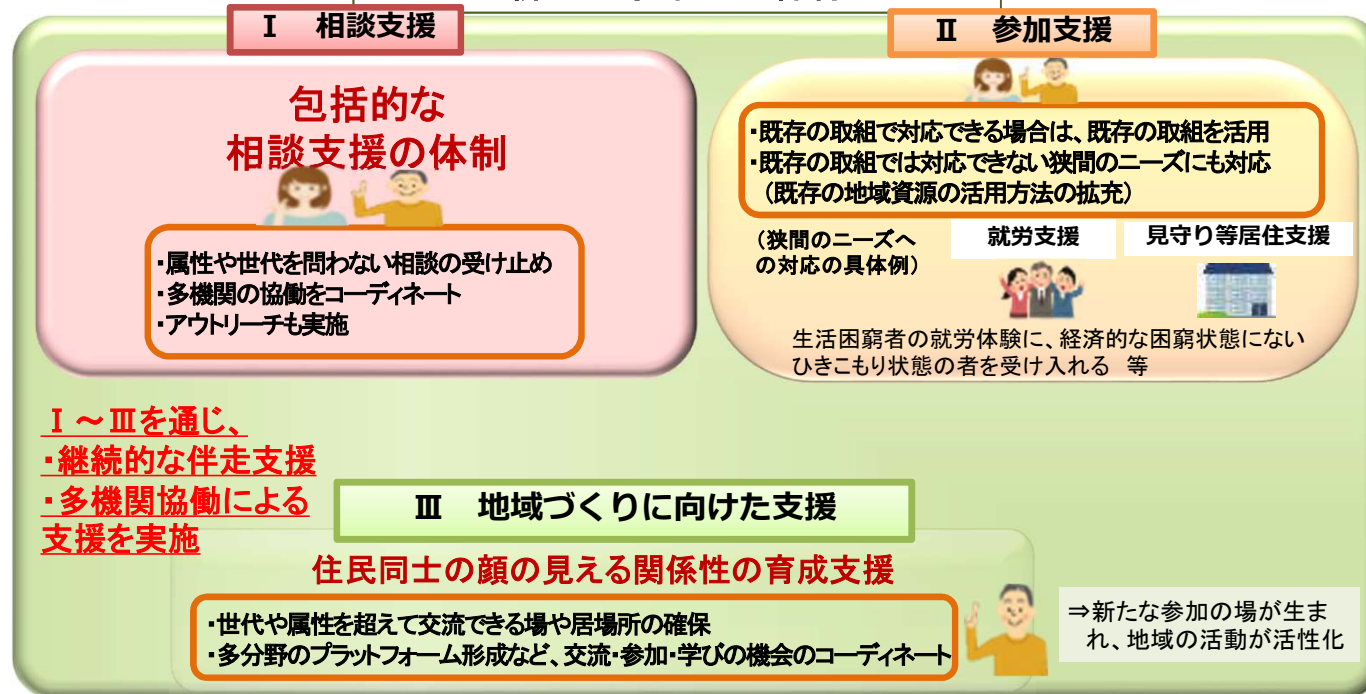
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。
- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

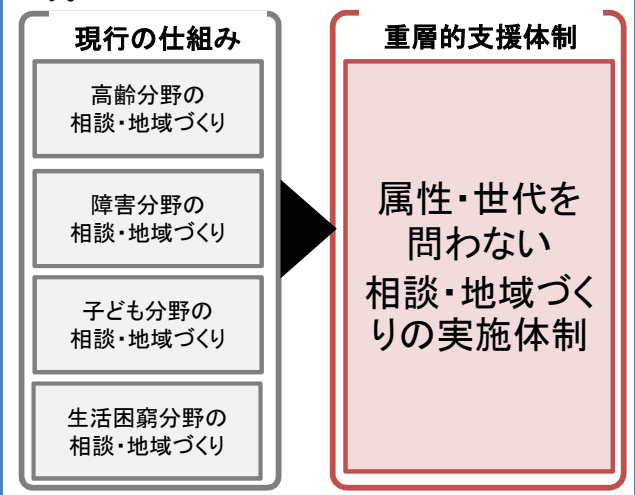
→ 令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



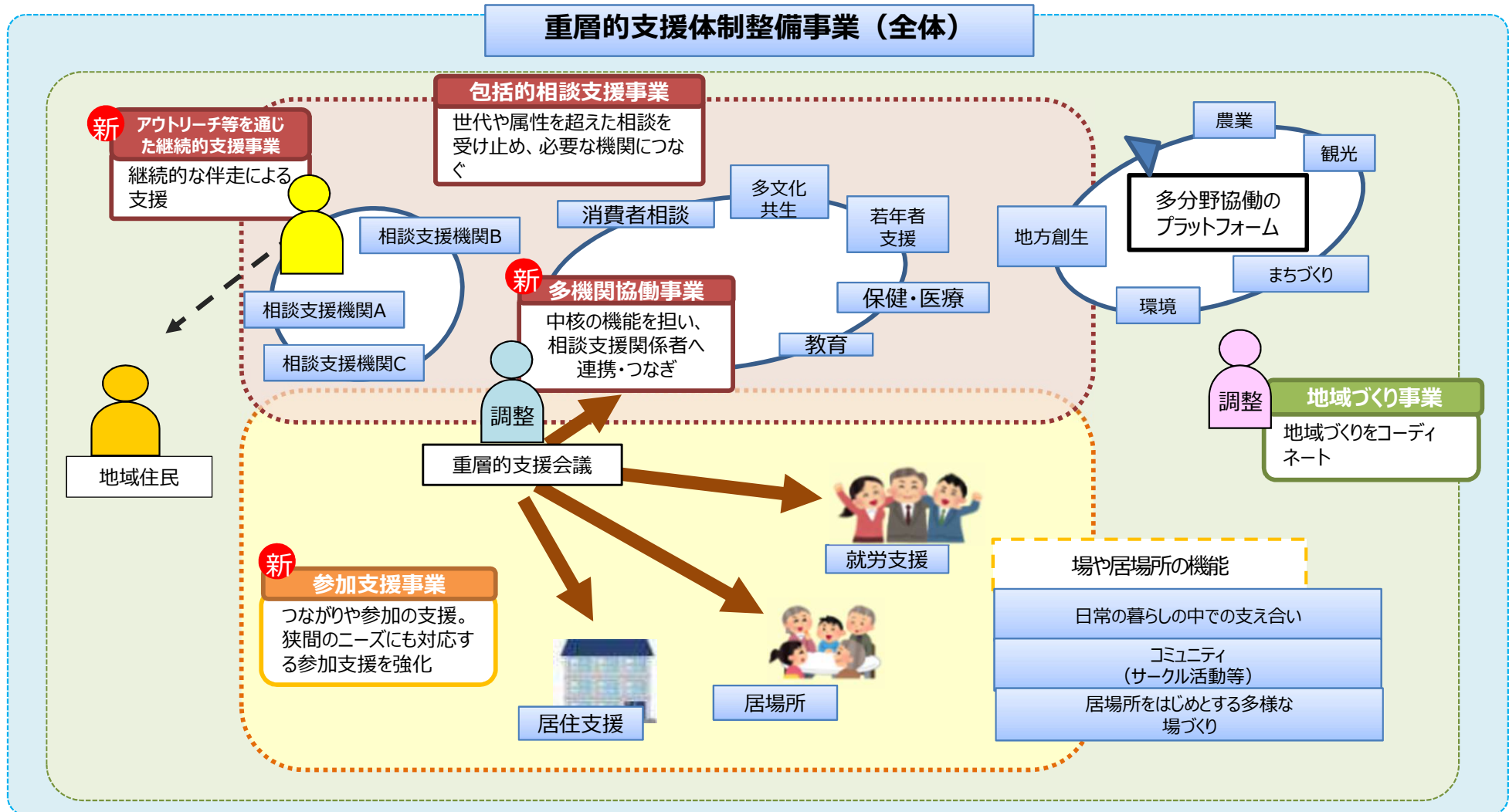
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

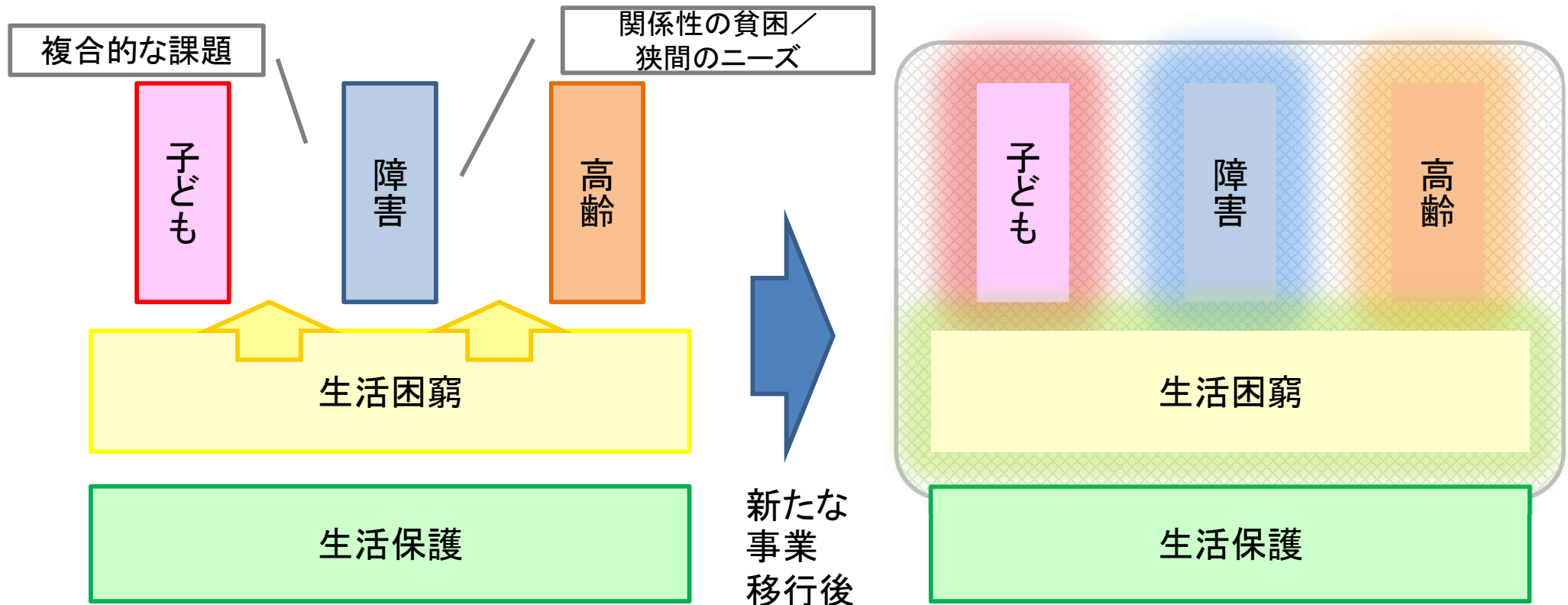
(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業の活用例

◎兵庫県芦屋市（R3移行準備、R4重層事業）

人口：95,383人

世帯数：45,159世帯

高齢化率：29.5%



【包括的な支援体制の構築】

- 総合相談を中心とした連携体制の構築
- 保健師を7名配置し、うち4名は地区担当として他機関からの相談や要請に応じて面談や訪問等に同行
- 保健師の専門性を活かした個別支援、組織支援を実施

＊虐待の早期発見等、庁内連携のためのシートを作成し全庁に発信、周知・活用

【地域住民との協働の取組】

- 社協と協働で実施する地域発信型ネットワークなどをとおして、住民との協働による地域づくりを実施
- ＊見守りのポイントなどを掲載した「「気づき」のポイントチェックシート」の作成など

◎鹿児島県宇検村（R3・4移行準備）

人口：1,678人

世帯数：960世帯

高齢化率：44.6%



【包括的な支援体制の構築】

- アウトリーチ看護師を配置し、気になる方・世帯への訪問を実施。
- 保健福祉課・社協の意見交換会を経て、役場から社協へ保健師を派遣（R2～R3）

【地域住民との協働の取組（参加支援）】

- 社協・地域住民との協働により、集落の資源や課題を掘り起こすため、「支え合いマップづくり」を開始。
- ＊地域食堂の開催や、空き店舗を活用した「善時庵」（多世代・多目的の交流拠点）の開設など
- ＊アウトリーチ看護師や地域おこし協力隊もマップづくりや拠点づくりに参画

【保健師に求められる役割】

- 「健康づくり」と「地域福祉」はともに重なり合う概念
 - ⇒厳格に分けるのではなく、重なり合うからこそ支援に広がりが生まれる。
- 「重層的支援体制整備事業」は、庁内における連携体制の構築のために便利なツールの一つ。
 - ⇒気になる世帯の早期発見／関係者との情報共有
 - ⇒課題解決にとどまらず、当事者に寄り添い「伴走的支援」による多様な支援策の提供
- 地域課題解決のため、更なる連携・協働が必要
 - ⇒特に、保健師の「地域を診る力」は、包括的な支援体制を整備する上で不可欠
 - ⇒専門職としての「伴走的支援」に加え、地域全体の力を引き出し（エンパワメント）、住民同士のつながりを再構築する視点が重要

參考資料

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義

「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。

（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正(新設)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市	岡山県	岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区		いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	滋賀県	伊賀市		廿日市市
岩手県	盛岡市		立川市		御浜町	山口県	宇部市
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市
	矢巾町		西東京市		守山市	香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市
秋田県	能代市	神奈川県	茅ヶ崎市		野洲市	愛媛県	宇和島市
	大館市		逗子市		高島市	高知県	高知市
	湯沢市		富山市		米原市		中土佐町
	由利本荘市	富山県	氷見市	大阪府	竜王町	福岡県	大牟田市
山形県	山形市	石川県	金沢市		豊中市		久留米市
福島県	福島市		小松市		枚方市		八女市
	須賀川市	福井県	越前市		高石市		糸島市
茨城県	古河市		坂井市		東大阪市	佐賀県	岡垣町
	東海村	山梨県	甲州市		大阪狭山市		佐賀市
栃木県	栃木市	長野県	飯田市	兵庫県	阪南市	熊本県	大津町
	市貝町		伊那市		太子町		中津市
	野木町	岐阜県	岐阜市		姫路市	大分県	津久見市
群馬県	太田市		関市		尼崎市		竹田市
	みどり市	静岡県	函南町		芦屋市		杵築市
	上野村		岡崎市	奈良県	加東市	宮崎県	都城市
	玉村町	愛知県	春日井市		三郷町		日向市
埼玉県	川越市		豊田市	和歌山県	川上村		三股町
	狭山市		稲沢市		和歌山市	※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市	鳥取県	鳥取市		
	越谷市		大府市		米子市		
	桶川市		知多市		智頭町		
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（R4.6時点）

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	黒松内町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	京極町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	東川町		鴻巣市	福井県	野々市市		半田市	島根県	琴浦町		天草市
	斜里町		北本市		福井市		豊川市		出雲市		合志市
	厚真町		吉川市		敦賀市		蒲都市	岡山県	吉賀町		菊陽町
青森県	平内町	千葉県	白岡市	山梨県	あわら市	三重県	犬山市		倉敷市		西原村
	今別町		川島町		美浜町		小牧市		笠岡市		御船町
	蓬田村		船橋市		山梨市		阿久比町		総社市		益城町
	外ヶ浜町		野田市	長野県	南アルプス市		武豊町	広島県	西粟倉村	大分県	大分市
	西目屋村	東京都	浦安市		長野市		松阪市		広島市		由布市
	藤崎町		中央区		岡谷市		鈴鹿市		竹原市		九重町
	大鰐町		品川区		駒ヶ根市	滋賀県	紀宝町		尾道市	宮崎県	延岡市
	田舎館村		目黒区		小海町		彦根市		福山市		小林市
	板柳町		大田区		下諏訪町		近江八幡市		大竹市		高鍋町
宮城県	仙台市		杉並区		富士見町	京都府	栗東市	山口県	府中町		都農町
	富谷市		豊島区		原村		湖南市		下関市		門川町
	涌谷町		江戸川区		飯島町		東近江市		山口市		美郷町
秋田県	鹿角市		青梅市	岐阜県	飯綱町		豊郷町	徳島県	美祢市	鹿児島県	鹿児島市
	大仙市		調布市		大垣市	大阪府	福知山市		小松島市		鹿屋市
	井川町		町田市		恵那市		亀岡市	香川県	丸亀市		志布志市
	大潟村		小金井市		美濃加茂市		長岡京市		綾川町		中種子町
山形県	鶴岡市		小平市		神戸町	兵庫県	精華町	愛媛県	琴平町		大和村
	天童市		国分寺市		坂祝町		大阪市		愛南町		宇検村
	遊佐町		国立市	静岡県	静岡市		堺市	高知県	四万十市		和泊町
福島県	いわき市	神奈川県	多摩市		浜松市	大阪府	八尾市		本山町	沖縄県	知名町
	川俣町		藤沢市		熱海市		河内長野市		いの町		沖縄市
	楢葉町		小田原市		藤枝市		熊取町	福岡県	黒潮町		
茨城県	土浦市		秦野市		御殿場市	兵庫県	千早赤阪村		福岡市	奈良県	
	那珂市		厚木市		伊豆市		明石市		大川市		
栃木県	小山市	新潟県	新潟市		小山町		伊丹市		小郡市		
	那須塩原市		三条市		吉田町	奈良県	西脇市		宗像市		
	さくら市		柏崎市	和歌山県			川西市		古賀市		
	壬生町		見附市				小野市		うきは市		
	高根沢町		村上市				たつの市	佐賀県	大刀洗町		
	那珂川町		関川村				奈良市		上峰町		
群馬県	沼田市	富山県	高岡市				桜井市	長崎県	長崎市		
	館林市						宇陀市		五島市		
	みなかみ町						田原本町		西海市		
	明和町						高取町		佐々町		
	千代田町						明日香村				
							王寺町				
							吉野町				
							大淀町				
							橋本市				

令和4年6月現在 225自治体
令和3年度移行準備 148自治体
令和2年度以前モデル実施 115自治体

地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
➤ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

地域共生社会とは 取組事例 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯 重層的支援体制整備事業について 他分野との連携 関係規定 研修資料等

一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともに創っていく社会へ



新着情報 2021年4月1日 地域共生社会のポータルサイトを公開しました NEW

➤ 一覧はこちら